特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

基山町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県基山町長

公表日

令和4年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進関係事務				
②事務の概要	基山町では、健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を 行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進法に基づく各種健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイ ルス検診、健康診査、特定健康診査非対象者に対する保健指導、がん検診				
③システムの名称	 健康管理システム 中間サーバー 統合宛名システム MICJET番号連携サーバ 				

2. 特定個人情報ファイル名

- 1. 健診対象者ファイル
- 2. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項、別表第一 第76項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 実施する] ①実施の有無

②法令上の根拠 番号法別表第二・102の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康増進課 ②所属長の役職名 健康増進課長

6. 他の評価実施機関

請求先

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

健康増進課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666 0942-92-2045 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康増進課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666 0942-92-2045

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年7月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年7月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ』	重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 目評価書において、リス	ド全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。	,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いのす	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの丼	妾続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	_	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[] 自己	己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[+3	分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	様式変更による変更		Ⅳ リスク対策について記載	事前	
令和1年6月27日	①部署	健康福祉課	健康増進課	事後	
令和1年6月27日	②所属長の役職名	健康福祉課長	健康増進課長	事後	
令和1年6月27日	請求先	健康福祉課	健康増進課 0942-92-2148	事後	
令和1年6月27日	連絡先	健康福祉課	健康増進課 0942-92-2148	事後	
令和1年6月27日	1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和3年8月25日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の61,62の項並び に老人福祉法第10条の4等	番号法第19条8号、別表第二の61,62の項並び に老人福祉法第10条の4等	事前	
令和3年8月25日	I-7 請求先	健康増進課 0942-92-2148	健康增進課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 0942-92-2045	事前	
令和3年8月25日	Ⅰ-8 連絡先	健康増進課 0942-92-2148	健康增進課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 0942-92-2045	事前	
令和3年8月25日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	
令和3年8月25日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	
	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の61,62の項並び に老人福祉法第10条の4等	番号法第19条8号、別表第二の61,62の項並び に老人福祉法第10条の4等		
令和3年9月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	
	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和4年3月2日	I-1② 事務の概要	基山町では、健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進法に基づく健康診査の管理	基山町では、健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進法に基づく各種健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、健康診査、特定健康診査・非対象者に対する保健指導、がん検診	事前	
令和4年3月2日	Ⅰ-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法第17条等	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	事前	
令和4年3月2日	I-4② 法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の61,62の項並び に老人福祉法第10条の4等	番号法別表第二・102の2	事前	